



2026年1月27日

各 位

会 社 名 株式会社マルク
(コード番号 7056 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 北野 順哉
問合せ先 取締役管理部長 片山 正人
T E L 089-989-1009
U R L <https://www.maruc-group.jp/>

臨時株主総会招集のための基準日設定

及び TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

株式会社マルク（本社：愛媛県松山市、代表取締役社長 北野 順哉、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）招集のための基準日設定及び当社株式の上場廃止申請について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、2026年3月12日開催予定の本臨時株主総会の特別決議を経た上で、上場廃止申請することになります。なお、本臨時株主総会の開催場所及び「上場廃止申請の件」以外の付議議案については、2026年2月16日に開示する予定です。

1. 上場廃止申請の目的及び理由

当社は、2019年3月5日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market（以下、「TPM」という。）へ上場いたしました。以来、約7年間にわたり上場企業として事業運営を行う中で、直近事業年度においては売上高 843,657 千円・経常利益 111,632 千円と過去最高の業績を達成いたしました。また、2020年には資金調達による財務基盤の強化も実現し、上場による信用力向上やガバナンス体制の整備といったメリットを享受しながら、安定的な成長を遂げることができたものと考えております。

加えて、当社が上場時に掲げた最大の目的である「障がい者の社会参画を推進する」という信念のもと、障がい就労継続支援事業を展開する企業として日本で初めて株式市場に参画したことは、その後、同分野における上場企業や挑戦する事業者が増加する契機の一つとなり、社会的意義の観点からも一定の役割を果たすことができたものと認識しております。

一方で、近年の急速な賃上げ環境の進展を背景に、他業種と福祉業界との間における賃金

水準の乖離が今後さらに拡大していくことが懸念されております。当社は、こうした外部環境の変化を踏まえ、経営戦略の再検討を行った結果、今後は「より一層、人を大切にする会社」であることを明確に打ち出し、上場維持に伴う各種コストを、人材への投資へと振り向けていくことが、持続的な成長に資すると判断いたしました。

また、当社は今後の成長戦略として、既存の福祉事業に加え、AI 等のテクノロジーを活用した福祉 DX 事業への積極的な投資を行い、福祉事業を起点としたソーシャルビジネス企業へと進化していく構想を描いております。これらの新たな事業領域においては、迅速かつ柔軟な経営判断が求められることから、株式の非公開化によって意思決定及び事業推進のさらなるスピードアップを図ることが最適であるとも判断をいたしました。

当社は、本上場廃止を通じて、短期的な市場環境や開示対応に左右されることなく、中長期的な視点での企業価値向上に専念できる経営体制を構築し、結果として、より強固で持続可能な事業基盤を確立していく方針です。その上で、将来的には一般市場への上場を視野に入れ、さらなる成長と社会的価値の創出を目指してまいります。

以上の理由から、当社は「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 1 項に基づき、TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止を申請することといたしました。

2. 本臨時株主総会開催日及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例の施行規則」第 130 条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、本臨時株主総会にて上場廃止申請の件を付議する予定です。

2026 年 2 月 25 日（水）：臨時株主総会招集通知発送

2026 年 3 月 12 日（木）：臨時株主総会開催日

2026 年 3 月 12 日（木）：上場廃止申請書の提出日

2026 年 4 月 10 日（金）：上場廃止日

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、上場廃止となる予定です。（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例」第 143 条第 2 項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例の施行規則」第 130 条）。

3. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程により、当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに關し、担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの期間について、担当 J-Adviser としての業務を継続する予定である旨の回答を得ております。

4. 本臨時株主総会に関する基準日について

2026年3月12日（木）開催予定の本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年2月13日（金）を基準日として定め、同日最終日の株主名簿に記載された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

公告日：2026年1月29日（木）

基準日：2026年2月13日（金）

公告方法：電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<https://www.maruc-group.jp/>

5. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案について

開催日時：2026年3月12日（木）

開催場所及び決議事項：2026年2月16日に開示する予定です。

以上